

# 職業能力開発施設（岩手県立産業技術短期大学校・岩手県立高等技術専門学校） 入学（校）検定料免除についてのお知らせ

産業技術短期大学校条例附則第3項、第4項及び職業能力開発校条例附則第4項、第5項の規定により次の方は入学（校）願書提出時に、入学（校）検定料免除申請書に必要書類を添付し、審査の結果認められる場合は、入学（校）検定料が免除になります。

なお、申請の内容に誤りがあった場合には、入学（校）検定料を納付していただくこととなりますので、申請書提出においては、審査等にかかる時間等考慮しお早めに提出をお願いいたします。

## 【参考】入学（校）検定料

産業技術短期大学校	18,000 円
高等技術専門学校	2,200 円

### 1 平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により甚大な被害を受けた方

	免除対象者	提出書類
1	被災により住居の全壊又は半壊の被害を受けた方	①申請書、家庭状況調査書（別紙のとおり） ②罹災証明書の写し
2	被災により住居の全焼又は半焼の被害を受けた方	①申請書、家庭状況調査書（別紙のとおり） ②罹災証明書の写し
3	被災により住居の流失の被害を受けた方	①申請書、家庭状況調査書（別紙のとおり） ②罹災証明書の写し
4	被災により学資を主として負担している方の属する世帯収入の著しい減少 ※世帯の収入が概ね5割を超える減少した（する見込み）の方	①申請書、家庭状況調査書（別紙のとおり） ②所得を証明する書類 ③その他各校において審査確認するために必要な書類

注 「住居」とは、平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波の発生直前まで住居していた家屋であり、持ち家、借家等の区分は問わない。

### ◎（参考）授業料等の免除についてのお知らせ

大規模災害（①平成 23 年東北地方太平洋沖地震、②平成 28 年台風第 10 号、③令和元年台風第 19 号）による被害を受けた方への授業料等の免除について、令和 5 年度より平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波による被害を受けた方のみ免除の対象となります。

平成 28 年台風第 10 号及び令和元年台風第 19 号による被害を受けた方への免除は、令和 4 年度をもって終了となりました。

### ● 詳しくは、各職業能力開発施設にお問い合わせ下さい。

施設名	問い合わせ先
産業技術短期大学校本校	019-697-9088
産業技術短期大学校水沢校	0197-22-4422
千厩高等技術専門学校	0191-52-2125
宮古高等技術専門学校	0193-62-5606
二戸高等技術専門学校	0195-23-2227